

平成 29 年度第 4 回個人情報保護制度委員会の審議等について

1 諮問

1) 要配慮個人情報の収集の制限の例外に関する事項 6 件

(うち、実施機関共通事務以外の事項 3 課 3 件)

要配慮個人情報の収集の制限の例外に関する事項については、条例改正により要配慮個人情報の範囲が明確化されたことに伴い、委員会への諮問が必要な事務が多数発生しているものの、諮問された事務の中には事務内容が類似し、今後も同様の事務が発生することが想定されるものが多数あります。

このため、今回の委員会での審議方法としては、以下の方法により行うこととします。

- 諮問を受けた事務の内容及び取り扱う要配慮個人情報の範囲が類似し、また、今後新たに類似する事務が発生することが想定されるものについて 3 つに分類し、**実施機関共通事務**として諮問し、審議を実施（委員会において個別の事務の審議・説明は行わない。）
- 事務の内容や取り扱う要配慮個人情報の範囲が異なり、類型化が困難なものについては、事務ごとに**個別に諮問**（事務の内容について委員会において個別に説明し、審議）

<実施機関共通事務>

- ① 税外未収金の管理・回収に関する事務
- ② 特定の疾患、障害等を持つ者（特定の疾患、障害等を持つ者に対し必要な支援を行う者を含む）に対して行う、給付金やサービス給付、病歴や身体の状態等に応じた適切な配慮等の支援に当たり、支援の対象となる要件を確認するために必要な要配慮個人情報を収集する場合
- ③ 児童、生徒、学生（これらの者に必要な支援を行う者を含む）に対して行われる給付金、貸付、負担の軽減等の支援を行うに当たり、支援の対象となる要件を確認するために必要な要配慮個人情報を収集する場合

<個別に諮問を行う事務>

- ④ 救慰金に関する事務【警察本部警務部監察課】
- ⑤ 立ち直り支援活動に関する事務【県警本部少年女性安全対策課】
- ⑥ 無事故・無違反ドライバーズコンテスト「セーフティロード 103（土佐）」に関する事務【県警本部交通企画課】

2) 個人情報のオンライン結合による提供に関する事項 1 課 1 件

- ① 高知医療介護情報連携システム（高知医療介護情報システムに参加する医療機関及び介護事業所等）【県立病院課（あき総合病院）】

2 報告

- ・ 個人情報保護条例の収集・利用・提供制限に関する規定に係る庁内調査の結果について

○要配慮個人情報に係る諮問について

1)委員会に提出された諮問書のうち、類似する事務内容であることから実施機関共通事務として一括して諮問することとしたもの

①		税外未収金の管理・回収に関する事務 ○収集する要配慮個人情報の項目：病歴、障害・難病等、生活保護の有無、成年被後見人・被保佐人・被補助人 ○要配慮個人情報を収集する理由 滞納債権に係る管理・回収の事務において、債務者及び保証人の債務履行能力を判断するための情報の収集が必要であるため																	
共通 事務 諮問 対象	共通 事務 諮問 区分	所属	事務名	事務の種別	根拠法令等及び要綱・通知等	収集理由	収集する要配慮個人情報												
							人種	信条・思想・信教	社会的 身分	病歴	犯罪の 経歴	犯罪により害を 被った 事実	障害・難 病等	健康診 断等の 結果	保健指 導・診 療・調剤	少年の 保護事 件	生活保 護	成年被 後見人 等	
○	①	各課室所 (類型)	税外未収金の管理・回収に関する事務	税外未収金	地方自治法、民法等	各課事務で発生した税外未収金の滞納債権に係る管理・回収の事務において、債務者及び保証人の債務履行能力を判断するための情報の収集が必要であるため				○				○			○	○	
○	①	児童家庭課	児童扶養手当債権管理に関する事務	税外未収金	・児童扶養手当法 ・児童扶養手当施行令 ・児童扶養手当施行規則 ・地方自治法施行令第171条の6	児童扶養手当返納金において、債務者から履行延期申請書の申請があった場合に、無資力又はこれに近い状態にあるかどうかを判断するために、生活保護法の適用の有無を確認する必要がある。											○		
○	①	児童家庭課	母子父子寡婦福祉資金貸付債権管理に関する事務	税外未収金	・母子及び父子並びに寡婦福祉法 ・母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令 ・高知県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則	貸付金の滞納状況や違約金の管理、不徴収の決定等において、生活保護の受給の有無についての個人情報を収集することとなる											○		
○	①	児童家庭課	児童福祉施設保護者負担金等の債権管理に関する事務	税外未収金	・児童福祉法 ・地方税法 ・児童福祉法第56条の2の規定による費用の徴収に関する規則	滞納処分をすることができる財産の有無や滞納処分をすることによってその者の生活を著しく窮迫させるおそれがあるかを判断するため、生活保護の受給の有無に係る情報を収集することとなる											○		

②		特定の疾患、障害等を持つ者(特定の疾患、障害等を持つ者に対し必要な支援を行う者を含む)に対して行う、給付金やサービス給付、病歴や身体の状況等に応じた適切な配慮等の支援に当たり、支援の対象となる要件を確認するために必要な要配慮個人情報を収集する場合 ○収集する要配慮個人情報の項目：病歴、障害・難病等、医師等による保健指導・診療・調剤、生活保護の受給の有無 ○要配慮個人情報を収集する理由 特定の疾病、障害等を持つ者やその方々に対して必要な支援を行う者に対して行う給付金、サービス給付、身体の状況等に応じた適切な配慮等の支援を行う事務では、その支援が適切であるかの確認を行うため、特定の疾病、障害等を持つ者の病歴や障害等の情報を取り扱う必要があるため。															
---	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

共通 事務 諮問 対象	共通 事務 諮問 区分	所属	事務名	事務の種別	根拠法令等及び要綱・通知等	収集理由	収集する要配慮個人情報												
							人種	信条・思想・信教	社会的 身分	病歴	犯罪の 経歴	犯罪により害を 被った 事実	障害・難 病等	健康診 断等の 結果	保健指 導・診 療・調剤	少年の 保護事 件	生活保 護	成年被 後見人 等	
○	②	高齢者福祉課	住宅等改造支援事業に関する事務 (住宅等改造支援事業費補助金、住宅 等改造アドバイザー派遣事業)	給付	・住宅等改造支援事業費補助金交付要綱 ・住宅等改造アドバイザー派遣事業実施要綱	障害等を有する方の住宅等の改造について 助成が適当かどうか判断するため				○			○					○	
○	②	児童家庭課 高齢者福祉課	産休等代替職員雇用事業補助金に関す る事務	補助	・産休等代替職員雇用事業費補助金交付要綱	病休職員の補助対象期間及び治癒見込期 間の確認のため				○					○				
○	②	高齢者福祉課	「身元不明の認知症高齢者等」の情報 提供に関する事務	サービス	・今後の認知症高齢者の行方不明・身元不明に対する自治体の 取り組みのあり方について(平成26年9月19日老発0919第4号厚 生労働省老健局長通知) ・身元不明の認知症高齢者等に関する情報の掲載等について (追加依頼)(平成27年6月25日老発0625第1号厚生労働省老健 局依頼)	県内で保護されている身元不明の認知症高 齢者(認知症の疑いがある人を含む)、又は その他の理由による身元不明の高齢者に関 する情報を提供することにより、捜査活動に 資するため。				○			○						
○	②	障害保健福祉 課	サービス管理責任者等研修における受 講申込事務	サービス	・サービス管理責任者研修事業の実施について(平成18年8月30 日障発0830004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通 知)	研修の受講に際して、障害のある受講者に 対して、配慮を行う必要があるかどうかを判 断するため							○						
○	②	幼保支援課	産休等代替職員雇用事業補助金に関す る事務	補助	・産休等代替職員雇用事業費補助金交付要綱	病休職員の補助対象期間及び治癒見込期 間の確認のため				○					○				
○	②	幼保支援課	高知県私立幼稚園特別支援教育費補助	補助	高知県私立幼稚園特別支援教育費補助金交付要綱	心身に障害のある幼児の就園する私立幼稚 園等を設置する学校法人に補助するため、 就園している幼児の障害等の状況を把握す る必要があるため。							○						

③	児童、生徒、学生(これらの者に必要な支援を行う者を含む)に対して行われる給付金、貸付、負担の軽減等の支援を行うに当たり、支援の対象となる要件を確認するために必要な要配慮個人情報収集する場合 ○収集する要配慮個人情報の項目：病歴、障害・難病等、医師等による保健指導・診察・調剤、生活保護の受給の有無 ○要配慮個人情報を収集する理由　児童(乳児、幼児を含む)、生徒、学生、また、これらの者を支援する保護者や教育機関等に対して必要な支援を行うに当たって、負担能力等の支援要件を確認するため、本人もしくは本人が属する世帯等の生活保護の受給の状況をはじめ、病歴や障害の程度等の情報を取得することとなる。 しかし、これらの事務について規定する法令等に要配慮個人情報を収集についての定めがなく、要綱等に基づき収集が行われることが多い。
---	--

共通 事務 諮問 対象	共通 事務 諮問 区分	所属	事務名	事務の種別	根拠法令等及び要綱・通知等	収集理由	収集する要配慮個人情報													
							人種	信条・思想・信教	社会的 身分	病歴	犯罪の 経歴	犯罪により害を 被った 事実	障害・難 病等	健康診 断等の 結果	保健指 導・診 療・調剤	少年の 保護事 件	生活保 護	成年被 後見人 等		
○	③	児童家庭課	児童扶養手当認定に関する事務	給付	・児童扶養手当法 ・児童扶養手当施行令 ・児童扶養手当施行規則 ・厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知 (H26.11.28)	認定請求において、公的年金給付の受給状況を的確に把握し、認定事務を適切かつ円滑に行うために必要であるため												○		
○	③	児童家庭課	母子父子寡婦福祉資金貸付申請及び決定に関する事務	貸付	・母子及び父子並びに寡婦福祉法 ・母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令 ・高知県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則	貸付金の申請の審査事務の性質上、生活保護の受給の有無についての個人情報を収集することとなる。												○		
○	③	児童家庭課	母子父子寡婦福祉資金貸付償還に関する事務	貸付	・母子及び父子並びに寡婦福祉法 ・母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令 ・高知県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則	貸付金の償還免除申請の審査事務の性質上、生活保護の受給の有無についての個人情報を収集することとなる。												○		
○	③	私学・大学支援課	私立高等学校等就学支援金交付金の交付に関する事務	給付	・高等学校等就学支援金の支給に関する法律 ・高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令 ・高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則 ・高等学校等就学支援金交付金交付要綱	市町村民税所得割が非課税であることを確認するため												○		
○	③	私学・大学支援課	高校生等奨学給付金事業に関する事務	給付	・高知県高校生等奨学給付金事業実施要綱	給付金の支給にあたり、補助対象者の世帯区分(生活保護法第36条の規定による生業扶助の措置状況)を確認し、受給資格を審査するため												○		
○	③	私学・大学支援課	私立学校授業料減免補助金に関する事務	減免	・高知県私立学校授業料減免補助金交付要綱	市町村民税所得割が非課税であることを確認するため												○		
○	③	私学・大学支援課	私立中学校等修学支援実証事業費補助金に関する事務	減免	・私立中学校等修学支援実証事業費補助金交付要綱 ・高知県私立中学校等修学支援実証事業費補助金交付要綱	市町村民税所得割が非課税であることを確認するため												○		
○	③	学校安全対策課	災害共済給付に関する事務	減免	・独立行政法人日本スポーツ振興センター法 ・独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令 ・独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付事務取扱要領	県立高等学校の生徒のうち、生活保護法による被保護世帯に属する者については、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付事務取扱要領第3に基づき、共済掛金を免除することができることとなっており、この免除決定を行うには、当該生徒が生活保護世帯であることの確認が必要であるため。												○		
○	③	高等学校課	高等学校等就学支援金に関する事務	給付	・高等学校等就学支援金の支給に関する法律 ・高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令 ・高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則 ・高知県高等学校等就学支援金事務処理要領	高校生等への就学支援金の支給について、給付が適当かどうか判断するもの												○		
○	③	高等学校課	高知県高校生等奨学給付金に関する事務	給付	・高知県高校生等奨学給付金事業実施要綱	高校生等の保護者等への奨学給付金の支給について、給付が適当かどうか判断するもの												○		
○	③	高等学校課	高知県立高等学校授業料等免除に関する事務	減免	・高知県立学校授業料免除徴収条例 ・高知県立高等学校授業料等免除取扱要綱	高校生等の授業料の免除について、減免が適当かどうか判断するもの					○			○				○		
○	③	高等学校課	学び直し支援金に関する事務	給付	・高知県公立高等学校等修学支援金事務処理要領 ・高知県公立高等学校修学支援事業(学び直しへの支援)実施要領	学び直し支援金受給資格認定のため												○		
○	③	高等学校課	高等学校定時制課程及び通信制課程教科書・学習書給与費補助金に関する事務	給付	・高知県高等学校定時制課程及び通信制課程教科書・学習書給与事業実施要領	給与対象者となる者への給与について、給与が適当かどうか判断するもの					○			○		○		○		

共通 事務 諮問 対象	共通 事務 諮問 区分	所属	事務名	事務の種別	根拠法令等及び要綱・通知等	収集理由	収集する要配慮個人情報											
							人種	信条・思想・信教	社会的 身分	病歴	犯罪の 経歴	犯罪により害を 被った 事実	障害・難 病等	健康診 断等の 結果	保健指 導・診 療・調剤	少年の 保護事 件	生活保 護	成年被 後見人 等
○	③	特別支援教育課	特別支援教育就学奨励費の支弁段階決定に関する事務	補助	・特別支援学校への就学奨励に関する法律 ・特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令 ・特別支援学校への就学奨励に関する法律施行規則 ・特別支援教育修学奨励費負担金及び要保護児童生徒援助費補助金交付要綱 ・特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額および需要額の算定要領	就学奨励費の支弁区分の段階決定に必要なため											○	
○	③	高知県立大学 学生支援部学 生・就職支援課	奨学金の貸与および給付にかかる事務	給付	・独立行政法人日本学生支援機構貸与奨学規程 ・独立行政法人日本学生支援機構給付奨学規程	奨学金の貸与および給付にかかる事務においては、審査を行うに当たって家庭の収入等の状況を確認する必要がある、この中で生活保護の受給状況、本人および家族の障害等認定状況や傷病状況等の個人情報を収集する場合がある。				○			○				○	
○	③	高知工科大学 学生支援部学 生支援課	奨学金の貸与および給付にかかる事務	給付	・独立行政法人日本学生支援機構貸与奨学規程 ・独立行政法人日本学生支援機構給付奨学規程	奨学金の貸与および給付にかかる事務においては、審査を行うに当たって家庭の収入等の状況を確認する必要がある、この中で生活保護の受給状況、本人および家族の障害等認定状況や傷病状況等の個人情報を収集する場合がある。				○			○				○	
○	③	高知工科大学 学生支援部学 生支援課	高知工科大学授業料免除にかかる事務	減免	・高知工科大学授業料の免除に関する規程 ・高知工科大学高知県内高等学校出身者授業料等免除規程 ・高知工科大学修士課程就学支援制度に関する規程	授業料免除にかかる事務においては、審査を行うに当たって家庭の収入等の状況を確認する必要がある、この中で生活保護の受給状況、本人および家族の障害等認定状況や傷病状況等の個人情報を収集する場合がある。				○			○				○	

2)委員会に提出された諮問書のうち、事務内容や収集する内容が異なるため、個別に諮問を行うこととしたもの

共通 事務 諮問 対象	共通 事務 諮問 区分	所属	事務名	事務の種別	根拠法令等及び要綱・通知等	収集理由	収集する要配慮個人情報											
							人種	信条・思想・信教	社会的 身分	病歴	犯罪の 経歴	犯罪により害を 被った 事実	障害・難 病等	健康診 断等の 結果	保健指 導・診 療・調剤	少年の 保護事 件	生活保 護	成年被 後見人 等
		警察本部警務部監察課	救慰金に関する事務	給付	高知県警察救慰金制度の実施について(通達甲) 救慰金の授与について(警察庁甲務発第143号通知)	警察官の職務執行に起因して当該警察官の家族が他人から危害を加えられ、そのため死亡又は負傷により重い身体障害が残る場合に授与されるものであり、その要件該当性を判断するためには、障害の状況や犯罪被害の事実その他判断に必要な要配慮個人情報について収集する必要がある。				○		○	○	○				
		県警本部少年助成安全対策課	立ち直り支援活動に関する事務	サービス	少年警察活動規則(平成14年国家公安委員会規則第20号) 高知県警察少年補導職員勤務規定(平成9年6月本部君例第7号) 高知県少年警察活動規定(平成20年2月本部訓令第1号)	問題行動を繰り返す少年に対する支援に当たって、問題行動を繰り返す要因を解明し対策を講じることが不可欠であり、少年の家庭環境、学校生活、友人関係等はもとより、少年の障害状況、難病等も把握する中で要配慮個人情報についても収集する必要がある。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		県警本部交通企画課	無事故・無違反ドライバーズコンテスト「セーフティロード103(土佐)」に関する事務	サービス	警察法第2条 無事故・無違反ドライバーズコンテスト「セーフティロード103(土佐)」の実施について(通達)	県民を無事故・無違反コンテストに参加させることにより、交通事故を抑止し、交通マナーの向上を図る目的で実施する事業であり、期間中チーム内に交通違反又は交通事故(人身事故)を起こしたものがあれば失格とすることから、運転記録証明書で違反の有無を確認する必要がある。					○							

個人情報保護条例に基づく個人情報の収集、利用及び提供の制限による事務事業への影響の実態調査について

1 調査目的

国と異なる内容を含む本県の個人情報の取り扱いについては、収集、目的外利用や提供及びオンライン結合による提供が制限されていることによって、県や市町村、また、これらから個人情報の提供を受けて活動を行う各種団体の事務事業に影響が生じ、あるいは今後生じる可能性があるのではないかとの意見

例 国の行政機関を対象とする行政機関個人情報保護法には要配慮個人情報の収集の制限に関する規定がないが、本県など地方自治体の多くは要配慮個人情報の収集を原則禁止

個人情報保護の観点から職員が過剰に反応し、個人情報の収集及び提供等を躊躇して、事務事業の遂行に少なからず影響が及んでいることへの懸念

県条例・市町村条例に基づく個人情報の収集及び提供等の制限により、所属の事務事業に支障が生じている、あるいは生じることが予想される事例の有無等について調査

2 調査対象 県庁各部局・委員会（公安委員会・警察本部除く）、高知県公立大学法人

3 調査方法 各所属における個人情報保護条例に基づく個人情報の収集・提供の制限による影響について、下記の設問により調査を実施。

設問項目

問1 所属の事務事業における個人情報（要配慮個人情報を含む。）について、県条例・市町村条例に関連して収集・利用・提供に支障が生じている事例（いわゆる過剰反応による躊躇や収集等を取りやめた事例、又は今後支障が生じることが予想されるものを含む）がありますか？

問1-1 （問1で「事例あり」とした場合）個人情報の収集、目的外利用・提供、オンライン結合による個人情報の提供の制限により事務事業に支障がある事例等を可能な限り掘り起こしていただき、記入してください。

問1-2 問1-1で回答いただいた事例について、どのような制限緩和（条例改正や解釈運用基準の見直しなど）を行えば、事務事業の円滑な実施が可能になると考えますか。

問2 この度、個人情報保護法等の改正を踏まえた条例改正を行い、収集制限の対象となる要配慮個人情報の対象を明確化することとしています。これによる影響はありますか。

問3 その他、個人情報保護条例の運用等に関する意見、提案があれば、記入してください。

（例：問1の事例以外で個人情報の収集・利用・提供の制限を廃止又は緩和することで、更に事務事業の取り組みが強化・充実されることができるとする事例など）

4 調査期間 平成29年7月26日～8月14日

5 回答の概要 別紙を参照

個人情報保護条例に基づく個人情報の収集、利用及び提供の制限による事務事業への影響の実態調査 回答状況

記載のあった所属 29所属

1 【問1】個人情報の収集等における支障が生じている事例

○支障のある項目及び内容

項目	件数	主な内容
収集	11	
収集の際の本人同意	9	・中卒で進路未定者の情報の市町村からの取得 ・学び場人材バンクの登録者（支援者）開拓のために必要となる資格者情報の取得 ・事故による道路施設の損傷における警察からの原因者情報の取得 ・健康保険での第三者行為求償事務における交通事故等にあつた被保険者情報の消防、警察、医療機関から取得 ・民間事業者（販売所、JA等）からの生産者情報の収集 ⇒本人の同意が必要な情報であると思われるため、県の事業の内容について理解を得たうえで、提供について本人の同意を得るべき
公務員の職務遂行の情報の収集	1	・民生・児童委員名簿の取得
税情報の収集	1	・森林簿の所有者情報の精度向上のための税情報の収集がH24.4以前の情報が入手不可 ⇒森林法で平成24年4月以降新たに森林所有者となった場合、市町村への届出が義務付けられ、市町村が保有する個人情報（税も含む）の利用も可能となったが、届出義務のないH24.4以前の情報については収集できない
要配慮個人情報の収集	4	
生活保護の情報の収集	4	・資金貸付、給付金等の決定に当たって生活保護の受給状況の確認 ・貸付金の延滞等税外未収金における対象者の生活保護、病歴等の未収に至る背景の収集
提供	2	
提供の際の本人同意	1	・平時における「避難行動要支援者名簿」を関係機関に提供する場合における本人同意
住民情報の提供	1	・民生・児童委員への住民情報の提供

2 【問2】要配慮個人情報の対象の明確化により「収集に支障」があるとした内容

内容	内容数	主な内容
生活保護	8	・給付金、修学支援金の支給決定に当たっての生活保護の受給状況の収集 ・延滞債権等税外未収金 ・貸付金の延滞等税外未収金において分割納付等を認めるにあたって生活保護の収集 ・授業料減免の適用に当たっての学費負担者の生活保護受給状況
病歴	6	・疫学研究における病歴の収集 ・税外未収金における対象者の未収に至る背景としての病歴の収集 ・学校での災害共済給付事務における健康診断等検査結果、診断・調剤情報の収集 ⇒収集について法令等に定めがある内容であり、収集可能なものと確認済 ・授業料減免の適用に当たっての学費負担者の病歴の収集 ・住宅等改造支援事業に関する事務における病歴の収集
障害の状況	7	・税外未収金における対象者の未収に至る背景としての障害の状況の収集 ・住宅等改造支援事業に関する事務における障害の程度の収集 ・授業料減免の適用に当たっての学費負担者の障害の状況の収集 ・各種研修において配慮や特別な措置を講ずるための障害の程度の収集 ・障害者施設において不適切な支援が行われている場合における入所者の障害の程度の収集
少年の保護事件	1	・児童相談所でのケース判断に必要な情報の収集 ⇒ケース判断に必要な情報であれば法令等で詳細に定められているのではないかと

3 【問3】運用等に関する意見、提案

○改善意見の内容

内容	内容数	主な内容
要配慮個人情報	5	・施設利用者の病歴や障害の程度などを事前に把握し、急病時等に対応できれば、利用者側にもメリットがある ・広く一般に公表されている国等の通知についても、法令等に含めてほしい ・減免時に、生活保護受給者証を添付を条件としている場合、委員会への諮問を検討。 ⇒ 個人情報保護制度委員会に諮問する （但し、法律・条例及びこれらの委任を受けた規則に添付について定めがある場合は不要） ・契約の相手方が成年被後見人等に該当する場合、包括的な委員会への諮問を検討。 ⇒ 民法上、後見人が被後見人を代表して法律行為を行うことなどから、契約において成年被後見人等であることを把握することは諮問不要と思われる ・役職名等は社会的身分にあたると思われるが、コミュニケーションを取る際の重要な要素であるため、情報収集を可能とする必要がある。 ⇒ 役職は「社会的地位」であり、要配慮個人情報の「社会的身分」には当たらない
収集制限全般	1	・制限の緩和の際に取扱基準を定める必要⇒解釈運用基準で対応
本人収集	1	・「本人の同意」の確認が難しい場合における後見人の同意等の手続きの明確化 ⇒手続きの明確化については、個々の法令等で規定していくべきものではないかと。
民間が保有する個人情報	1	・事業者の個人情報提供に関する明確なガイドラインの提示 ⇒「個人情報保護法ガイドライン」がある
オンライン結合	1	・一度委員会の意見を聴いた事項について、提供対象が増えた場合に再度諮問せず、届出等で可能とする運用として欲しい ⇒オンライン結合が適切か判断するうえで必要なセキュリティ対策、公共性・公益性等の確認のため、提供範囲が増えた場合にも意見聴取が必要

○各都道府県・県内市町村の個人情報保護条例の収集・利用・提供規定

※規定内容の確認方法

平成 29 年 8 月時点で各団体のホームページにある例規集等にある規定内容を確認し、分析したもの。(各都道府県の例規集が最新でない場合は、可能な範囲で各都道府県が発行した公報の内容を確認。また、県内市町村でホームページに掲載されていない市町村については、県が保有する各市町村の例規集の掲載内容を確認) し、分類したもの。

従って、改正後の条例等が掲載されていないなどにより、必ずしも最新の規定内容ではない可能性があります。

1) 個人情報の収集制限規定

ア 収集の原則

	都道府県	市町村	国
本人からの収集	45	29	
本人からの収集+収集目的の明示	22	7	
本人から収集した際の収集目的の明示のみ (本人からの収集の原則規定なし)	2	5	○

【都道府県】岡山県、鹿児島県

【県内市町村】東洋町、奈半利町、安田町、北川町、芸西村

イ 『本人からの収集』原則の例外規定

	都道府県	市町村	国
本県規定あり	本人の同意	45	29
	法令等に基づく場合	45	29
	出版、報道等により公にされている場合	45	29
	個人の生命、身体又は財産の保護のため緊急かつやむを得ない場合	45	28
	他の実施機関から収集	34	18
	犯罪の予防等のために収集	44	-
	第三者からの意見聴取	36	19
本県規定なし	国・他の自治体等からの収集	26	10
	所在不明等により本人から取得することができない場合	15	11
	本人収集等により支障が生じる場合	12	12
	申請等に伴い本人以外の情報を収集した場合	2	6
	所掌事務の範囲内で内部利用	1	4
	暴力団員の関与を排除し、又は予防すること	1	1
	専ら統計の作成又は学術研究の目的の場合	1	0
	本人以外のものから収集することにつき、相当の理由がある場合であって、かつ、本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められる場合(第3者の意見聴取不要)	1	1
	その他の例外規定	2	2

※本県と収集制限の例外規定が同じ…都道府県 9、県内市町村 8

本県の収集制限の例外規定+別の例外規定を規定…都道府県 18、県内市町村 6

※国の例外規定

(本人から直接書面に記録された本人の情報を収集する場合の本人への収集目的の明示の例外規定であり、本県との単純な比較はできない。)

1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき

2) 本人に明示することにより ①本人・第3者の権利利益を害するおそれがある ②国等の事務事業の適正な遂行に支障を生じるおそれがある

3) 取得の状況から利用目的が明らかである場合

2) 要配慮個人情報の収集制限規定

ア 定義規定・収集制限規定

	都道府県	市町村	国
定義規定あり	47	34	○
収集制限規定あり	45	33	
収集制限規定なし	2	1	○

※全都道府県、全県内市町村とも定義規定あり

※収集制限規定なし【都道府県】岡山県、鹿児島県
【県内市町村】芸西村

イ 収集制限の例外規定

収集制限の例外		都道府県	市町村
本県あり	法令等に定めがある場合	12	25
	犯罪の予防等のために収集	42	-
	第3者の意見聴取	37	24
本県なし	法令等に基づくとき	33	8
	個人の生命、身体又は財産の保護のため緊急かつやむを得ない場合	5	0
	国の指示に基づく場合	4	0
	所掌事務を遂行するため必要かつ欠くことができない場合	3	7
	本人の同意がある場合	1	0
	出版、報道等により公にされている場合	1	0
	その他の例外規定	5	0

※本県の収集制限の例外規定が同じ…都道府県 9、市町村 18

※国は要配慮個人情報の収集制限はなく、保有時に総務大臣に通知するのみ。

3) 個人情報の利用・提供の制限の例外規定

	都道府県	市町村	国
本県規定あり	本人の同意・本人に提供	47	34
	法令等に基づく場合	47	29
	出版、報道等により公にされている場合	30	21
	個人の生命、身体又は財産の保護のため緊急かつやむを得ない場合	38	29
	犯罪の予防等のための利用・提供	34	-
	第三者からの意見聴取	37	21
本県規定なし	所掌事務の範囲内で内部利用・他の実施機関への提供	35	16
	国・他の自治体等への提供	34	10
	統計・学術研究目的での提供	31	11
	本人以外に提供することが明らかに本人の利益になる場合	14	8
	その他の例外規定	3	8

※国の「その他の例外規定」…保有個人情報を提供することについて特別な理由のあるとき

※制限の例外規定が本県と同じ…都道府県 3、県内市町村 4

本県の収集制限の例外規定+別の例外規定を規定…都道府県 18、県内市町村 14

4) オンライン結合による提供の制限

	都道府県	市町村
提供制限規定あり	45	33
提供制限規定なし	2	1

※制限規定なし 国、茨城県、鹿児島県、芸西村

提供制限の例外		都道府県	市町村
本県あり	法令等に基づく場合	33	16
	第3者の意見聴取	29	23
	犯罪の予防等で他の警察への提供	22	-
本県規定なし	本人の同意がある場合	7	1
	本人への提供	3	0
	インターネットを利用した供覧	4	0
	個人情報の適切な取扱いのために必要な措置が講じられていると認められる場合（第3者の意見聴取不要）	13	9
	個人の生命、身体又は財産の保護のため緊急かつやむを得ない場合	6	0
	出版、報道等により公にされている場合	4	0
	国・他の自治体への提供	7	0
	その他の例外規定	4	1

○収集制限規定

都道府県	制限内容			例外規定													収集制限 の例外規定が本 県と同じ	本県と同じ収集制 限の例外規定に加え、独自の例外規定あり
				本県あり							本県なし							
	本人収集	本人通知	要配慮個人情報収集制限	本人同意	法令等	公知	生命身体 (緊急かつやむを得ない)	他の実施 機関から	犯罪の予 防等	第3者の 意見聴取	所掌事務 範囲内で 内部利用	本人収集 により支 障等	国・他の 自治体等 からの収 集	申請等に 伴い本人 以外の情 報を収集	所在不明 等本人収 集困難	その他		
北海道	○	○	○	○	○	○	○		○	○					○			
青森県	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○					
岩手県	○		○	○	○	○	○	○	○	○					○			○
宮城県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○					○
秋田県	○		○	○	○	○	○	○	○	○			○					○
山形県	○		○	○	○	○	○	○	○	○			○		○			○
福島県	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○					
茨城県	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○						
栃木県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○					○
群馬県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							○	
埼玉県	○	○	○	○	○	○	○		○		○	○			○			
千葉県	○		○	○	○	○	○	○	○	○							○	
東京都	○		○	○	○	○	○		○			○	○		○			
神奈川県	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○		○	○		
新潟県	○		○	○	○	○	○	○	○	○			○		○			○
富山県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			○		○
石川県	○		○	○	○	○	○		○	○			○					
福井県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○		○			○
山梨県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○					○
長野県	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○						
岐阜県	○		○	○	○	○	○	○	○	○							○	
静岡県	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○			
愛知県	○		○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○			○
三重県	○		○	○	○	○	○		○				○		○			
滋賀県	○		○	○	○	○	○	○	○	○			○					○
京都府	○		○	○	○	○	○		○	○			○					
大阪府	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							○	
兵庫県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							○	
奈良県	○		○	○	○	○	○	○	○	○			○					○
和歌山県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							○	
鳥取県	○		○	○	○	○	○	○	○	○						○		○
島根県	○		○	○	○	○	○	○	○							○		
岡山県		○			△	△	△		△		△	△	△		△	△		
広島県	○	○	○	○	○	○	○		○	○					○			
山口県	○		○	○	○	○	○		○			○	○	○	○	○		
徳島県	○		○	○	○	○	○	○	○	○							○	
香川県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							○	
愛媛県	○		○	○	○	○	○		○	○					○			
高知県	○		○	○	○	○	○	○	○	○								
福岡県	○	○	○	○	○	○	○	○		○			○					
佐賀県	○		○	○	○	○	○	○	○	○			○					○
長崎県	○		○	○	○	○	○	○	○	○			○					○
熊本県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○					○
大分県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							○	
宮崎県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○					○
鹿児島県		○					△					△				△		
沖縄県	○		○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○			○
該当都道府県数	45	24	45	45	45	45	45	34	44	36	1	12	26	2	15	5	9	18

※岡山、鹿児島は本人収集の原則ではなく、個人情報収集時の本人への通知を原則としており、例外措置は本人通知の例外について規定したもの。該当都道府県数は岡山、鹿児島を除く45都道府県を対象としている

※その他の記述(収集制限の例外規定)

神奈川	収集の状況からみて取扱目的が明らかであると認められるとき
富山	公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないものとして規則で定める場合(第3者の意見聴取要)
鳥取	暴力団員の関与を排除し、又は予防すること
島根	本人以外のものから収集することにつき相当の理由がある場合であって、かつ、本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるとき(第3者機関の意見聴取不要)
岡山	個人情報取扱事務登録簿に登録された事務の執行において個人情報を取得するときその他あらかじめ利用目的を公表した上で個人情報を取得するとき。 ※岡山県は本人収集の原則に関する規定がなく、個人情報収集時の本人通知の原則のみであり、当規定は本人通知の例外として定められている。
山口	専ら統計の作成又は学術研究の目的のために収集するとき
鹿児島	取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき ※鹿児島県は本人収集の原則に関する規定がなく、個人情報収集時の本人通知の原則のみであり、当規定は本人通知の例外として定められている。

○要配慮個人情報

都道府県	定義改正 済み	取扱の 禁止	定義及び収集制限の範囲									例外規定									収集制限 の例外規 定が本県 と同じ	本県と同じ収集制 限の例外 規定に加 え、独自 の例外規 定あり
			人種	信条(思 想、信教 含む)	社会的身 分	病歴	犯罪歴	犯罪によ り害を 被った事 実	特に配慮 を要する ものとし て定める もの	社会的差 別の原因 となるお それのあ る個人情 報	その他	本県あり			本県なし							
												法令等に 定めがあ る場合	犯罪の予 防等	第3者の 意見聴取	法令に基 づくとき	本人の同 意	公知	法令の定 める所掌 事務遂行	生命、身 体、財産 の保護	その他		
北海道	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○	○						○		
青森県				○						○			○		○					○		
岩手県				○						○			○	○	○							
宮城県				○						○		○	○	○						○		
秋田県				○						○			○	○	○							
山形県				○						○			○	○	○					○		
福島県	○		○	○	○	○	○	○	○				○							○		
茨城県	○		○	○	○	○	○	○	○							○		○				
栃木県	○		○	○	○	○	○	○	○				○									
群馬県	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○	○							○	
埼玉県	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○			○	○	○	○			
千葉県				○						○			○	○	○				○			
東京都				○						○		○								○		
神奈川県	○	○	○	○	○	○	○	○			○		○	○	○							
新潟県				○						○			○	○	○							
富山県	○		○	○	○	○	○	○	○				○							○		
石川県				○						○	○		○	○	○							
福井県				○						○			○	○	○							
山梨県			○	○	○		○						○	○	○					○		
長野県	○		○	○	○	○	○	○	○				○	○	○							
岐阜県	○		○	○	○※1	●※3	○	●※3			●	○	○	○							○	
静岡県				○									○							○		
愛知県				○						○			○	○	○							
三重県	○		○	○	○	●※3	○	●※3			※2		○	○	○				○			
滋賀県				○						○		○	○	○	○						○	
京都府	※4			○						○	○		○	○	○				○			
大阪府				○						○	○		○	○	○							
兵庫県				○		○	○			○		○	○	○	○						○	
奈良県				○						○			○	○	○							
和歌山県				○						○			○	○	○							
鳥取県	○		○	○	○	○	○	○	○				○	○	○							
島根県				○						○			○	○	○							
岡山県	○		●※5	●※5	●※5	●※5	●※5	●※5	●※5													
広島県	○		○	○	○	○	○	○	○				○	○	○							
山口県				○						○		○	○									
徳島県				○		○				○	○		○	○	○							
香川県	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○	○							○	
愛媛県	○		○	○	○	○	○	○	○				○	○	○							
高知県	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○	○								
福岡県	○		○	○	○	○	○	○			○				○							
佐賀県				○			○			○		○	○	○							○	
長崎県			○	○			○			○			○	○	○					○		
熊本県				○			○			○		○	○	○							○	
大分県				○						○			○	○	○							
宮崎県				○						○			○	○	○							
鹿児島県	○		●※5	●※5	●※5	●※5	●※5	●※5	●※5													
沖縄県				○						○			○	○	○							
該当都道府県数	19	2	19	45	17	17	22	15	13	26	6	12	42	37	33	1	1	2	5	8	9	0

○「定義及び収集制限の範囲」欄の「●」は、要配慮個人情報として定義しているが、収集の制限を行っていないものを指す。

○網掛けは条例改正が確認されたもの(8月時点)。

※1 岐阜は社会的身分のうち「社会的差別の原因となるおそれのある社会的身分に関する個人情報」のみ制限

※2 三重は「特に配慮を要するもの」として包括規定を定め、具体的な対象項目を規則等で規定していない。収集制限の対象外となるものについて規則で改定

※3 三重及び岐阜については、病歴及び犯罪により害を被った事実については収集制限の対象外

※4 京都はセンシティブ情報に関する定義等の改正は行っていない

※5 岡山及び鹿児島については、定義はあるが、収集制限規定はない。該当都道府県数には両県は含めていない。

※その他の記述

石川 京都 兵庫	【定義・制限対象】個人の特質を規定する身体に関する個人情報
岐阜	【定義のみ】その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する記述等が含まれる個人情報
大阪	【定義・制限対象】心身に関する基本的な個人情報
徳島	【定義・制限対象】身体障がい等の身体に関する個人情報
神奈川 福岡	【定義・制限対象】※下記の事項が規則でなく、条例上に規定されている ・刑事事件に関する手続が行われたこと ・少年の保護事件に関する手続が行われたこと ・心身の機能の障害があること ・健康診断その他の検査結果 ・心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと
青森 福島 東京	【例外規定】利用目的を達成するために当該個人情報が必要であり、かつ、欠くことができないと認められるとき(第3者の意見聴取不要)
富山	【例外規定】利用目的を達成するために必要で欠くことができないものとして規則で定める場合 ※富山は収集する内容を規則で定める必要があり、規則制定に当たっては第3者の意見聴取が必要
山形 富山 長崎	【例外規定】法令等の規定又は国の機関の指示に基づくとき。
茨城 静岡 山口	【例外規定】事務の遂行のために当該個人情報が必要かつ欠くことができないとき
山梨	【例外規定】実施機関が法律若しくはこれに基づく政令により従う義務を有する国の指示等に基づくとき

○利用・提供制限

都道府県	例外規定											制限の例外規定が本県と同じ	本県と同じ制限の例外規定に加え、独自の例外規定あり
	本県あり						本県なし						
	本人同意	法令等	公知	生命身体(緊急かつやむを得ない)	犯罪の予防等	第3者の意見聴取	内部利用(実施機関内・他の実施機関)	国・他の自治体等への提供	統計・学術研究目的	明らかに本人の利益になる場合	その他		
北海道	○	○		○		○	○	○	○	○			
青森県	○	○					○	○	○	○			
岩手県	○	○	○	○	○	○	○						○
宮城県	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○
秋田県	○	○	○	○	○	○	○	○					○
山形県	○	○	○	○	○	○		○	○				○
福島県	○	○	○	○			○	○	○	○			
茨城県	○	○					○	○	○	○	○		
栃木県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
群馬県	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○
埼玉県	○	○					○	○	○	○			
千葉県	○	○	○	○		○							
東京都	○	○	○	○			○	○	○				
神奈川県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○
新潟県	○	○	○	○	○	○	○	○					○
富山県	○	○	○	○	○		○	○	○		○		
石川県	○	○	○		○	○	○	○	○				
福井県	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○
山梨県	○	○			○	○	○	○	○	○			
長野県	○	○		○	○	○	○(第3者の意見聴取要)	○(第3者の意見聴取要)	○(第3者の意見聴取要)		○		
岐阜県	○	○	○	○		○	○(第3者の意見聴取要)	○(第3者の意見聴取要)					
静岡県	○	○					○	○	○	○			
愛知県	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○
三重県	○	○	○	○	○	○	○	○					○
滋賀県	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○
京都府	○	○		○	○	○	○(第3者の意見聴取要)				○(第3者の意見聴取要)		
大阪府	○	○	○	○	○	○			○				○
兵庫県	○	○		○	○	○							
奈良県	○	○	○	○	○	○	○	○					○
和歌山県	○	○	○	○	○	○						○	
鳥取県	○	○		○	○	○	○	○			○		
島根県	○	○	提供のみ	○	提供のみ		○	○					
岡山県	○	○	○	○			○	○	○	○			
広島県	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○
山口県	○	○	○	○			○	○	○				
徳島県	○	○	○	○	○	○						○	
香川県	○	○		○	○	○	○	○	○	○			
愛媛県	○	○	○	○	○	○						○	
高知県	○	○	○	○	○	○							
福岡県	○	○				○	○	○	○	○			
佐賀県	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○
長崎県	○	○		○	○	○	○	○	○				
熊本県	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○
大分県	○	○		○	○	○			○				
宮崎県	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○
鹿児島県	○	○			○	○	○	○	○	○			
沖縄県	○	○			○	○	○	○	○	○			
該当都道府県数	47	47	30	38	34	37	35	34	31	14	4	3	18

※長野県、岐阜県、京都府の例外規定のうち、内部利用、国・他の自治体への提供(京都除く)、統計・学術目的(長野のみ)は第3者からの意見聴取を条件としており、該当都道府県数からは除外。

※島根県の例外規定のうち、公知及び犯罪の予防等は提供のみ対象としており、該当都道府県数からは除外。

※その他の記述(利用・提供制限の例外規定)

富山	公益上の必要その他相当な理由があるものとして規則で定める場合(第3者の意見聴取要)
長野	内部利用、国等への提供、統計・学術研究目的のために利用・提供する場合、理由を本人に通知
京都	個人情報を利用し、又は提供することに相当の理由があり、かつ、当該利用又は提供によって本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。【第3者の意見聴取要】
鳥取	犯罪の予防又は暴力団排除等を目的として利用・提供する場合であって、当該目的に必要な限度で提供し、かつ、当該提供することに特別の理由があると認められるとき

○オンライン結合

都道府県	規定の有無	提供制限の内容				例外・適用除外等規定											本県と同じ	本県と同じ例外規定に加え、独自の例外規定あり
		実施機関以外の提供の制限	当該実施機関以外の提供の制限	提供の禁止	その他	本県あり			本県なし									
						法令等に基づく場合	第3者の意見聴取	犯罪の予防等で他の警察への提供	本人の同意	本人への提供	インターネットを利用した供覧	必要な措置が講じられ、かつ第3者意見聴取不要	生命身体（緊急かつやむを得ない）	公知	国・他の自治体への提供	その他		
北海道	○	○				○	○		○				○		○			
青森県	○	○										○						
岩手県	○	○				○	○	○					○	○				○
宮城県	○	○				○	○	○	○				○	○				○
秋田県	○	○				○	○		○				○	○	○			
山形県	○	○										○						
福島県	○	○										○						
茨城県																		
栃木県	○	○				○	○	○									○	
群馬県	○	○				○	○	○									○	
埼玉県	○			○		○						○						
千葉県	○	○				○	○		○	○	○							
東京都	○	○										○						
神奈川県	○	○				○	○		○	○			○	○	○			
新潟県	○	○				○	○	○									○	
富山県	○	○				○		○								○		
石川県	○	○				○	○	○									○	
福井県	○	○				○	○				○				○			
山梨県	○	○				○	○	○	○							○		○
長野県	○	○		○			○	○										
岐阜県																		
静岡県	○	○										○						
愛知県	○	○				○	○				○				○			
三重県	○	○				○	○										○	
滋賀県	○	○				○										○		
京都府	○	○				○	○	○									○	
大阪府	○	○					○	○										
兵庫県	○	○				○	○	○			○							○
奈良県	○	○				○	○	○									○	
和歌山県	○	○				○	○	○									○	
鳥取県	○	○										○						
島根県	○	○				○						○						
岡山県	○		○			○						○						
広島県	○	○										○						
山口県	○		○									○						
徳島県	○	○				○	○	○									○	
香川県	○	○										○						
愛媛県	○	○				○	○	○							○			○
高知県	○	○				○	○	○										
福岡県	○	○				○						○						
佐賀県	○	○				○	○	○									○	
長崎県	○	○				○	○	○									○	
熊本県	○	○				○	○	○									○	
大分県	○	○				○	○	○									○	
宮崎県	○		○			○	○	○									○	
鹿児島県																		
沖縄県	○	○			○	○	○		○	○			○		○			
該当都道府県数	44	40	3	0	3	33	29	22	7	3	4	13	6	4	7	4	13	5

※その他の記述

【提供制限】	埼玉	当該提供を受ける者が保有個人情報を随時入手することができる状態にして行ってはならない
	長野	当該実施機関以外のものが必要な保護措置を講じていない場合において、当該実施機関以外のものに対し、提供の停止その他必要な措置を講じなければならない(実施に当たっては第3者の意見聴取を要する)
	沖縄	当該実施機関以外のものが必要な保護措置を講じていない場合において、当該実施機関以外のものに対し、報告・調査を行い、又は提供の停止その他必要な措置を講じなければならない(実施に当たっては第3者の意見聴取を要する)
【制限の例外規定】	富山	公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないものとして規則で定める場合
	山梨	法令の規定又は法的拘束力のある指示に基づくとき。
	三重	実施機関及び公的機関が共用するシステムにおいて、公的機関又は当該情報システムの管理を委託されているものに提供するとき
	滋賀	公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき(第3者の意見聴取不要)

○収集制限規定

市町村名	制限内容			例外規定																	収集制限 の例外規 定が県と 同じ	県と同じ 収集制限 の例外規 定に加え、独自の例外規定あり
				本県あり							本県なし											
	本人収集	本人通知・明示	要配慮個人情報収集制限	本人同意	法令等	公知	生命身体 (緊急かつやむを得ない)	他の実施 機関から	犯罪の予 防等	第三者の 意見聴取	内部利用	本人収集 (明示)に より支障 等	本人収集 (明示)により本人等の権利利益を害するおそれ	国・他の 自治体等 からの収集	申請等に伴い本人以外の情報を収集	所在不明 等本人収集困難	取得状況 から利用 目的が明 らか	その他				
高知県	○		○	○	○	○	○	○	○	○									○			
国		○					●					●	●				●					
高知市	○	○	○	○	○	○	○	○		○					○					○		
室戸市	○		○	○	○	○	○	○				○		○								
安芸市	○		○	○	○	○	○	○		○									○			
南国市	○		○	○	○	○	○	○		○					○					○		
土佐市	○		○	○	○	○	○	○		○					○					○		
須崎市	○		○	○	○	○	○							○	○			○				
宿毛市	○	○※1	○	○	○	○	○	○				○		○		○						
土佐清水市	○	○※2	○	○	○	○	○	○		○									○			
四万十市	○		○	○	○	○	○	○		○					○					○		
香南市	○		○	○	○	○	○	○														
香美市	○	○※2	○	○	○	○	○	○		○									○			
東洋町		○	○				●					●	●				●					
奈半利町		○					●					●	●				●					
田野町	○		○	○	○	○	○			○		○		○		○						
安田町		○	○				●					●	●				●					
北川村		○	○				●					●	●				●					
馬路村	○		○	○	○	○	○			○		○		○		○						
芸西村		○					●					●	●				●					
本山町	○		○	○	○	○	○	○		○						○				○		
大豊町	○		○	○	○	○	○	○		○									○			
土佐町	○		○	○	○	○	○	○		○		○				○				○		
大川村	○		○	○	○	○	○	○				○						○				
いの町	○		○	○	○	○	○	○		○									○			
仁淀川町	○	○※3	○	○	○	○	○								○			○				
中土佐町	○		○	○	○	○	○					○		○		○						
佐川町	○		○	○	○	○	○			○	○	○		○		○						
越知町	○		○	○	○	○	○	○		○									○			
梶原町	○		○	○	○	○	○	○		○									○			
日高村	○		○	○	○	○	○	○		○									○			
津野町	○		○	○	○	○	○			○※4	○	○		○		○						
四万十町	○		○	○	○	○	○					○						○				
大月町	○		○	○	○	○	○			○	○	○		○		○						
三原村	○	○※1	○	○	○	○					○	○		○		○						
黒潮町	○	○※5	○	○	○	○	○			○						○						
該当団体数	29	6	32	29	29	29	28	18	0	19	4	12	0	10	6	11	0	4	8	6		

※●は本人収集の例外規定ではなく、収集時の本人通知の例外規定として定めているもの

※1 宿毛市、三原村の個人情報取得時の本人への通知は、①緊急かつやむを得ない場合、②国・他自治体・他の実施機関からの収集、③第三者の意見を聞いたうえで収集する場合に限定（例外あり）

※2 土佐清水市、香美市は、①緊急かつやむを得ない場合、②第三者の意見を聞いたうえで収集する場合に公示等で周知（例外あり）

※3 仁淀川町は本人への通知は①緊急かつやむを得ない場合、②業務の遂行に著しい支障が生じると認められるときに限定（例外あり）

※4 津野町の第三者への意見聴取は、国、他の自治体、内部利用により収集する場合で必要があると認められる場合に限る

※5 黒潮町の個人情報取得時の公示等は、①緊急かつやむを得ない場合、②所在不明等で本人収集が困難な場合に限る（例外あり）

※その他の記述	
須崎市	【制限の例外】暴力団排除等を目的に収集する
大川村	【制限の例外】本人以外の者から収集することに相当の理由があると実施機関が認めて収集するとき
仁淀川町	【制限の例外】業務の遂行に著しい支障が生じると認められるとき
四万十町	【制限の例外】実施機関が公益上の必要があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認めるとき

○要配慮個人情報

市町村名	定義改正済 み	取扱の制限	定義及び収集制限の範囲									例外規定									収集制限 の例外規 定が本県 と同じ	本県と同じ収集制 限の例外 規定に加 え、独自 の例外規 定あり	
			人種	信条(思 想、信教 含む)	社会的身 分	病歴	犯罪歴	犯罪によ り害を 被った事 実	特に配慮 を要する ものとし て定める もの	社会的差 別の原因 となるお それのあ る個人情 報	その他	本県あり			本県なし								
												法令等に 定めがあ る場合	犯罪の予 防等	第三者の 意見聴取	法令に基 づくとき	本人の同 意	公知	法令の定 める所掌 事務遂行	生命、身 体、財産 の保護	その他			
高知県	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○	○									
国	○		●	●	●	●	●	●	●														
高知市			○	○			○				○				○	○							
室戸市	○		○	●	○	●	●	●	●			○					○						
安芸市				○						○		○			○						○		
南国市		○	○	○			○				○				○	○							
土佐市		○	○	○			○				○				○	○							
須崎市				○						○		○			○						○		
宿毛市				○						○		○			○						○		
土佐清水市		○	○	○			○				○				○								
四万十市		○	○	○			○			○※1		○			○						○		
香南市	○	○	○	○	○	●	○	○	●			○			○						○		
香美市				○						○					○								
東洋町				○						○		○								○			
奈半利町				○						○		○								○			
田野町				○			○				○	○		○							○		
安田町				○						○					○					○			
北川村				○						○					○					○			
馬路村				○			○				○				○	○							
芸西村	○		●	●	●	●	●	●	●		●												
本山町				○			○			○	○	○			○						○		
大豊町				○						○		○			○						○		
土佐町				○						○		○			○						○		
大川村				○						○		○			○						○		
いの町	○	※2	○	○	○		○	○			○	○			○			○			○		
仁淀川町	○		○	○	○	○	○	○	●			○					○						
中土佐町	○		○	○	○	●	○	○	●			○								○			
佐川町				○						○		○								○			
越知町				○						○		○											
橘原町	○		○	○	○	●	○	○	●			○			○						○		
日高村				○						○		○			○						○		
津野町				○						○		○								○			
四万十町				○						○		○			○						○		
大月町				○						○		○									○		
三原村				○						○		○			○						○		
黒潮町		○		○						○		○			○						○		
該当団体数	7	6	11	32	6	1	13	5	0	20	8	25	0	24	8	0	0	2	0	7	18	0	

○「定義及び収集制限の範囲」欄の「●」は、要配慮個人情報として定義しているが、収集の制限を行っていないものを指す。

○網掛けは条例改正が確認されたもの(8月時点)。

※1佐川町の第三者の意見聴取は必要があると認める場合のみ

※2いの町の取扱の制限は、提供を含めていない。

※その他の記述

【定義】	芸西村	※下記の事項が規則でなく、条例上に規定されている ・刑事事件に関する手続が行われたこと ・少年の保護事件に関する手続が行われたこと ・心身の機能の障害があること ・健康診断その他の検査結果 ・心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと
【制限対象】	高知市 南国市 土佐市 土佐清水市	・特に社会的差別の原因となる事項 ・審議会の意見を聞いて実施機関が定める事項
	四万十市	社会的差別を引き起こすおそれのある事項
	田野町 馬路村	社会的差別の原因となる諸事項に関する個人情報
	本山町	心身に関する個人情報
	いの町	その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じるおそれがある記述等が含まれる個人情報 (具体的な対象が規則に委任されていない)
【制限の例外】	東洋町 奈半利町 安田町 北川村	利用目的を達成するために当該個人情報が必要であり、かつ、欠くことができないと実施機関が認めるとき
	中土佐町 津野町	事務の目的達成のために必要かつ不可欠である場合
	佐川町	事務の目的達成のために必要かつ不可欠である場合(必要があれば第三者の意見を聞くことができる)

○利用・提供制限

市町村名	例外規定													目的外利用・提供時の公示 (本人同意・法令等除く)	制限の例外規定が本県と同じ	本県と同じ制限の例外規定に加え、独自の例外規定あり
	本県あり						本県なし									
	本人同意	法令等	公知	生命身体(緊急かつやむを得ない)	犯罪の予防等	第3者の意見聴取	内部利用(実施機関内・他の実施機関)	国・他の自治体等への提供	統計・学術研究目的	明らかに本人の利益になる場合	相当な理由がある場合	特別な理由がある場合	その他			
高知県	○	○	○	○	○	○										
国	○	○					○	○	○	○		○				
高知市	○	○		○		○							○			
室戸市	○	○	○	○			○	○	○				○	○		
安芸市	○	○	○	○											○	
南国市	○	○		○		○※1								○		
土佐市	○	○		○		○※1										
須崎市	○	○	○	○		○	○	○		○	○		○			○
宿毛市	○	○	○	○		○	○									○
土佐清水市	○	○		○		○※1								○		
四万十市	○	○		○		○								○		
香南市	○	○	○	○		○	○		○				○	○		○
香美市	○	○		○		○								○		
東洋町	○						○	○	○	○		○				
奈半利町	○						○	○	○	○		○				
田野町	○	○		○		○	○	○								
安田町	○						○	○	○	○		○				
北川村	○						○	○	○	○		○				
馬路村	○	○		○		○	○	○								
芸西村	○						○	○	○	○		○				
本山町	○	○	○	○		○	○									○
大豊町	○	○	○	○		○							○			○
土佐町	○	○	○	○		○							○			○
大川村	○	○	○	○							○					
いの町	○	○	○	○		○									○	
仁淀川町	○	○	○	○										○		
中土佐町	○	○	○	○		○※2	○		○		○					○
佐川町	○	○	○	○		○	○	○		○						○
越知町	○	○	○	○		○					○					○
梶原町	○	○	○	○		○									○	
日高村	○	○	○	○		○									○	
津野町	○	○	○	○		○※2	○		○		○					○
四万十町	○	○	○	○		○							○			○
大月町	○	○	○	○		○							○			○
三原村	○	○	○	○		○	○									○
黒潮町	○	○	○	○		○			○	○			○	○※3		○
該当団体数	34	29	21	29	0	21	16	10	11	8	5	5	8	8	4	14

※1 南国市、土佐市、土佐清水市は目的外利用にかかる第3者への諮問は「重要又は異例に属するもの」のみ(目的外提供は当該限定規定なし)

※2 中土佐町、津野町の第3者の意見聴取は必要がある場合のみ

※3 黒潮町の目的外利用・外部提供時の公示は、①公知のもの、②緊急かつやむを得ない場合のみ

※その他の記述

室戸市	【制限の例外】公益上特に必要があり、かつ、当該個人情報を使用することにやむを得ない理由があると認められるとき
須崎市	【制限の例外】暴力団排除を目的に目的外利用、もしくは国・他自治体に提供
香南市	【制限の例外】実施機関以外の者に提供することに相当な理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認め
芸西村	【制限の例外】個人情報を提供することについて特別の理由があるとき
大豊町	【制限の例外】児童生徒の非行並びに犯罪被害を防止するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき
土佐町	
四万十町	【制限の例外】所掌事務の遂行に必要なものであり、かつ本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき
黒潮町	
仁淀川町	【制限の例外】業務の遂行に著しい支障が生じると認められるとき
大月町	【制限の例外】目的外利用・提供することに特に必要があり、かつ、本人・第3者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められ

○オンライン結合

市町村名	規定の有 無	提供制限の内容				例外・適用除外等規定												本県と同じ	本県と同じ例外規定に加え、独自の例外規定あり
		実施機関 以外の提供 の制限	当該実施 機関以外 の提供の 制限	提供の禁 止	その他	本県あり			本県なし										
						法令等に 基づく場 合	第3者の 意見聴取	犯罪の予 防等で他 の警察へ の提供	本人の同 意	本人への 提供	インター ネットを 利用した 供覧	必要な措 置が講じら れ、かつ第 3者意見聴 取不要	生命身体 (緊急かつやむを得ない)	公知	国・他の 自治体へ の提供	その他			
高知県	○	○				○	○	○											
高知市	○	○				○	○											○	
室戸市	○	○				○						○							
安芸市	○	○					○												
南国市	○	○					○												
土佐市	○	○		○			○												
須崎市	○	○										○							
宿毛市	○	○				○	○										○		
土佐清水市	○	○※1				○	○										○		
四万十市	○	○					○												
香南市	○	○					○												
香美市	○	○					○												
東洋町	○	○				○						○							
奈半利町	○	○				○						○							
田野町	○	○				○	○										○		
安田町	○	○				○						○							
北川村	○	○				○						○							
馬路村	○	○				○	○										○		
芸西村	×																		
本山町	○	○					○												
大豊町	○	○					○												
土佐町	○	○					○												
大川村	○	○				○						○							
いの町	○	○					○												
仁淀川町	○	○										○							
中土佐町	○	○					○												
佐川町	○	○										○							
越知町	○	○				○	○										○		
梶原町	○	○				○	○		○									○	
日高村	○	○					○												
津野町	○	○					○												
四万十町	○	○				○	○										○		
大月町	○	○				○	○										○		
三原村	○	○				○	○										○		
黒潮町	○				○												○		
該当団体数	33	32	0	0	2	16	23	0	1	0	0	9	0	0	0	0	1	9	1

※国、芸西村はオンライン結合に関する規定がない
※1 土佐清水市は国、他の自治体とのオンライン結合は制限の対象外

※その他の記述

土佐市	【制限】容易に目的外利用・提供が可能なシステムの作成を禁止
黒潮町	【制限】公益上の必要があり、かつ保護措置が講じられている場合を除いて禁止(但し、第3者の意見を聞いた場合は除く)

○高知県個人情報保護条例（抜粋）

（収集の制限（要配慮個人情報））

第 8 条

3 実施機関は、要配慮個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令又は他の条例(以下「法令等」という。))に定めがあるとき。
- (2) 公安委員会等が個人の生命、身体若しくは財産の保護又は犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として収集するとき。
- (3) 前 2 号に掲げる場合のほか、高知県個人情報保護制度委員会(第 35 条第 1 項の規定により置かれる高知県個人情報保護制度委員会をいう。以下同じ。))の意見を聴いた上で、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要があると実施機関が認めるとき。

※要配慮個人情報の定義（抜粋）

第 2 条

- (2) 要配慮個人情報 本人の人種、思想、信条、信教、社会的身分、病歴、犯罪の経歴及び犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして実施機関が定める事項が含まれる個人情報をいう。

・知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則（要配慮個人情報関係抜粋）

（要配慮個人情報）

第 1 条の 2 条例第 2 条第 2 号の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項(本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。))とする。

- (1) 次に掲げる心身の機能の障害があること。
 - ア 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)別表に掲げる身体上の障害
 - イ 知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)にいう知的障害
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)にいう精神障害(発達障害者支援法(平成 16 年法律第 167 号)第 2 条第 2 項に規定する発達障害を含み、イに掲げるものを除く。)
 - エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 4 条第 1 項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの
- (2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者(次号において「医師等」という。))により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査(同号において「健康診断等」という。))の結果
- (3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
- (4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
- (5) 本人を少年法(昭和 23 年法律第 168 号)第 3 条第 1 項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。
- (6) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 11 条第 1 項各号に掲げる扶助を受けたこと。
- (7) 成年被後見人、被保佐人又は被補助人であること。

（収集の制限（要配慮個人情報・特定個人情報以外））

第 8 条

4 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等の規定に基づき収集するとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているものから収集するとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 他の実施機関から提供を受けて収集するとき。
- (6) 公安委員会等が個人の生命、身体若しくは財産の保護又は犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として収集するとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、高知県個人情報保護制度委員会の意見を聴いた上で、本人から収集したのでは当該個人情報に係る個人情報取扱事務の目的の達成に支障が生じ、又はその円滑な実施を困難にするおそれがあると実施機関が認めるときその他本人以外のものから収集することに相当の理由があると実施機関が認めるとき。

（利用の制限（特定個人情報以外））

第 9 条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、個人情報を当該実施機関内において利用してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等の規定に基づくとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 公安委員会等が個人の生命、身体若しくは財産の保護又は犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として利用する場合であって、利用することにつき相当の理由があるとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、高知県個人情報保護制度委員会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があると実施機関が認めるとき。

3 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、情報提供等記録を当該実施機関内において利用してはならない。

（提供の制限（特定個人情報以外））

第 10 条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、個人情報を当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人に提供するとき又は本人の同意があるとき。
- (2) 法令等の規定に基づくとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

- (5) 公安委員会等が個人の生命、身体若しくは財産の保護又は犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人(県が設立した地方独立行政法人を除く。)に提供する場合であって、提供することにつき相当の理由があるとき。
- (6) 公安委員会等が個人の生命、身体若しくは財産の保護又は犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として前号に規定する者以外のものに提供する場合であって、提供することにつき特別な理由があるとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、高知県個人情報保護制度委員会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があると実施機関が認めるとき。

(オンライン結合による提供の制限)

- 第 11 条 実施機関は、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるときでなければ、オンライン結合(当該実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外のものが管理する電子計算機その他の機器とを通信回線を用いて結合し、当該実施機関が保有する個人情報を当該実施機関以外のものが随時入手し得る状態にする方法をいう。次項において同じ。)による個人情報の提供を行ってはならない。ただし、特定個人情報については、番号法第 19 条各号(前条第 3 項において準用する場合を含む。)のいずれかに該当する場合でなければならない。
- 2 実施機関は、オンライン結合により個人情報を提供しようとする場合は、法令等の規定に基づくときを除き、あらかじめ、高知県個人情報保護制度委員会の意見を聴かなければならない。その内容を変更しようとするときも、同様とする。
 - 3 前項の規定にかかわらず、公安委員会等が個人の生命、身体若しくは財産の保護又は犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として警察庁又は他の都道府県警察に提供しようとする場合であって、提供することにつき相当の理由があるときは、高知県個人情報保護制度委員会の意見を聴くことを要しない。